



発行：公益財団法人国際労務管理財団（IPM）

東京本部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7F
http://www.ipm.or.jp/ TEL：03-3354-4841(代) FAX：03-3354-4847

TOPICS	ページ
優良受入れ監理団体として表彰	1
IPM作文コンクール受賞者コメント	2
日本語能力試験合格者特集	3
ピックアップ実習生	
Instagramをはじめました	4
道路交通法の改正について	

優良受入れ監理団体として表彰



表彰状授与の様子

ヒエウ大使(中央左)、池田理事長(中央)、ホアン副大臣(中央右)



ホアン副大臣と池田理事長

2024年12月8日、IPMは在日ベトナム大使館とベトナム労働傷病兵社会省が開催する「2024年日本におけるベトナム労働者の日」に参加しました。

このイベントは、日本で働くベトナム人労働者のために初めて行う大規模なイベントであり、日本におけるベトナム人労働者を励まし、コミュニティの結束、創造性、熟練度向上を目指すものです。ベトナム人労働者の代表者、日本の労働組合やベトナム人労働者を受け入れる日本企業の関係者、約500人が参加しました。

当日、IPMは在日ベトナム大使館とベトナム労働傷病兵社会省より、「優良受入れ監理団体」として表彰され、ベトナム労働傷病兵社会省のグエン・バ・ホアン副大臣と駐日ベトナム大使のファム・クアン・ヒエウ大使から表彰状を授与されました。

IPMは今後も、ベトナムと日本の架け橋となれるよう、外国人材の育成に尽力して参ります。

IPM作文コンクール受賞者コメント

〈金賞〉

社会福祉法人美咲会 ジャダムバ ナムジルマーさん

今年の日本語作文コンクールで優勝できたことを、とても嬉しく思います。優勝したという知らせを担当者の方から聞いた時は、しばらく信じられませんでした。昨年、このコンクールで3位に入賞した経験があったため、今回はさらに努力して臨もうと決意し、参加しました。

しかし、何について書くべきかと悩んでいる中で、「私に深い感動と温かい気持ちを与えてくれた日本人」が思い浮かび、その方について書くことにしました。その方は、私の心に残る働き者で勤勉で思いやりのあるリーダーであり、私の上司でした。上司との心に残る瞬間を皆さんに少しでもお伝えできればと思い、作文に書きました。

そして、この作文に込めた私の気持ちを理解し、評価して下さったIPMの皆様には感謝しています。このことを通して、日本という国とその人々が、人を大切にする素晴らしい国だと改めて感じました。

私はこの国や人々にさらに惹かれ、もっと学び、一緒に働き、生活していきたいと思っています。



ジャダムバ ナムジルマーさん(左)

美咲会 熊木佐知男理事長(右)

〈銀賞〉

西予市野村介護老人保健施設つくし苑
リナ エンブレグさん

今回日本語作文コンクールで、銀賞をいただきありがとうございました。私は今年の4月でモンゴルに帰国します。最後の作文コンクールで受賞出来たことは本当に嬉しいです。

私にとって作文コンクールは楽しくて、最高の勉強になっていました。このチャンスを与えてくれたIPMの皆さんに心より感謝申し上げます。



〈銅賞〉

天生水産株式会社
バイ ラムダニさん

受賞者のリストに私の名前があったことを知り、とても嬉しかったです。作文コンクールを企画して下さったIPMの先生と職員の方々に本当に感謝したいと思います。もし次回も参加出来ましたら、また受賞者になりたいと、やる気は満々です。

これから、私の作文が広がるように、日本に住んでいる外国人実習生、特定技能者等、多くの人々に読まれたたいと思っています。また、こんな素晴らしい日本で、成長できる環境の中生活でき、とても良かったと思います。



日本語能力試験合格者特集

毎年7月と12月に開催される日本語能力試験受験者から、続々と合格の便りが届きました。合格者の努力と合格した喜びについて紹介いたします。

【N2合格】 社会福祉法人邑元会 ガンバト オユン エルデネさん

この試験は、今までどれくらいがんばったかの証明でした。日本でN2を取得することが目標でしたので、一生懸命頑張りました。

短時間で何度も繰り返し勉強したことで合格できたのだと思います。

YouTubeでニュースを見たり、出かける時も色々漢字の意味を調べたり、お知らせを読んだりして読解を練習していました。職場には日本人からわからない言葉や、色々なことを日本語でよく話をかけています。友達と一緒に楽しみながら勉強もしました。合格した時は、自分の中の大きな目標が達成することが出来て本当に嬉しかったです。

これから毎日勉強する人へ、毎日忙しいですが目標を諦めないでください。最後に特別老人ホームあかつき皆様、いつも教えていただき、助けてくださってありがとうございます。



【N2合格】 株式会社山佐屋 ファム ティ ヴァン アインさん

成長したい人は絶対に日本に来た方がいいと思います。日本で生活したおかげでいろいろな事が勉強できました。

日本は、自分がやりたいことは何でもできる場所です。そして何より一番大切な事は、始めようとする気概を持つことです。



【N3合格】 株式会社グラフィック デイン フー ドウックさん

N3に合格できてうれしいです。

次はN2を受験するので、N2にも受かっていれればいいです。

体力作りとおなじで毎日少しずつ勉強することが何よりも大切です。

日本語検定合格で色んないいことがあるので、後輩たちにも積極的に受けてほしいと思います。



ピックアップ実習生～児湯養鶏農業協同組合～

実習生たちは故郷インドネシア・バリ島の文化を知ってほしいとバリ舞踊、"Tari Sekar jagat"を、実習場所での忘年会で披露しました。Tari Sekar Jagat は、お客様を歓迎する際の踊りです。

練習は忘年会の5カ月前から毎日、実習終了後に励んできました。当日は"クバヤ"という伝統服をまとい、息を合わせた美しいバリ舞踊で、会場は割れんばかりの拍手に包まれました。

クバヤを身にまとった実習生(右)



Instagramをはじめました

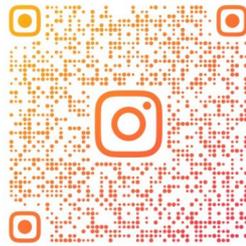
IPMがInstagram をはじめました

@ipm1993_official

Instagramを開始いたしました。IPMの活動について投稿しております。より身近にIPMの活動を知って頂けるよう、お役立ち情報、外国人材に係る制度についても発信する予定です。

宜しければフォローお願い致します。

QRコードから閲覧する場合はこちらから→



@IPM1993_OFFICIAL



道路交通法の改正について

令和6年11月1日に道路交通法が改正されました。

○運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※ただし、停止中の操作は対象外です。

違反者

6月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役または30万円以下の罰金

○酒気帯び運転

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車の提供者

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

詳細は、政府広報オンラインをご参考ください。

URL :

<https://www.gov-online.go.jp/article/202410/entry-6604.html>

QRコードから閲覧する場合はこちらから→



●次回は2025年5月1日発行予定です